

福島県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する  
条例

令和元年7月16日

福島県後期高齢者医療広域連合条例第5号

最終改正：令和2年福島県後期高齢者医療広域連合条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第3条第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の任期を定めた採用)

第2条 任命権者は、専門的な知識経験を有する者を当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであつて、当該者を当該業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

- (1) 当該専門的な知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (2) 当該専門的な知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的な知識経験の性質上、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合
- (3) 当該専門的な知識経験を有する職員を一定の期間他の業務に従事させる必要があるため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合
- (4) 当該業務が公務外における実務の経験を通じて得られる最新の専門的な知識経験を必要とするものであることにより、当該業務に当該者が有する当該専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られる場合

第3条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、職員を任期を定めて採用することができる。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

第4条 任命権者は、短時間勤務職員（法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

2 任命権者は、前項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。

(1) 地方公務員法第26条の2第1項又は第26条の3第1項の規定による承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認

(3) 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第9号）第15条の規定による介護休暇の承認

(任期の特例)

第5条 法第6条第2項に規定する条例で定める場合は、第3条第1項第1号に掲げる業務の終了の時期が当初の見込みを超えて更に一定の期間延期された場合その他やむを得ない事情により同条又は前条の規定により任期を定めて採用された職員又は短時間勤務職員の任期を延長することが必要な場合であつて、第3条又は前条の規定により任期を定めて採用した趣旨に反しない場合とする。

(任期の更新)

第6条 任命権者は、法第7条第1項又は第2項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員又は短時間勤務職員の同意を得なければならない。

(給与条例の適用除外)

第7条 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年条例第11号）第9条（通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く。）の規定は、第2条又は第3条各項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公務員法第28条の6第1項の規定により採用された職員に限る。）及び第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員には、適用しない。

(退職手当)

第8条 退職手当は、福島県職員の退職手当に関する条例（昭和28年福島県条例第35号）を例として支給する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員法第28条の6第1項又は第2項の地方公共団体の組合を組織する地方公共団体には、当分の間、広域連合長の求めに応じて職員を派遣している地方公共団体を含むものとする。

(福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 3 福島県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第9号)の一部を次のように改正する。  
第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、任命権者は、任期付短時間勤務職員について、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において、週休日を設けることができる。  
第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

第12条第1項第1号中「20日」を「20日(任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数)」に改める。

第18条第1項中「非常勤職員」を「非常勤職員(任期付短時間勤務職員を除く。)」に改める。

(福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 福島県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

給料表の種類は、福島県職員の給与に関する条例(昭和26年福島県条例第9号。以下「県給与条例」という。)第3条第1項で規定する給料表の例によるものとする。

- 2 県給与条例第3条第1項第1号で規定する行政職給料表は、次項及び第4項の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

- 3 県給与条例第3条第1項第5号イで規定する医療職給料表(二)は、栄養士である職員に適用する。

- 4 県給与条例第3条第1項第5号ウで規定する医療職給料表(三)は、保健師及び看護師である職員に適用する。

第4条第1項中「標準的な職務の内容は、別表のとおりとする。」を「職務の内容は、次に掲げる等級別基準職務表に定めるとおりとする。」に改め、同項に

次の3号を加える。

- (1) 行政職給料表等級別基準職務表（別表第1）
- (2) 医療職給料表（二）等級別基準職務表（別表第2）
- (3) 医療職給料表（三）等級別基準職務表（別表第3）

第4条第2項中「分類の基準（次項において「等級別基準職務表」という。）に適合するよう」を「分類の基準に適合するように」に、「職務の級の定数を設定し」を「職務の級の定数を設定し」に改める。

第4条第3項中「等級別基準職務表」を「第1項に規定する等級別基準職務表及び規則」に、「広域連合長」を「任命権者」に改める。

第5条に次の1項を加える。

9 前各項の規定にかかわらず、法第28条の6第2項の規定により採用された職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（短時間勤務職員の給料月額）

第5条の2 短時間勤務職員の給料月額は、前条第9項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第6条第2項中「広域連合長が規則で定める日」を「規則で定める日」に改める。

第7条第3項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条の規定による週休日」を「勤務時間条例第3条第1項及び第4条の規定に基づく週休日」に改める。

第9条中「職員の給与に関する条例（昭和26年福島県条例第9号）」を「県給与条例」に改める。

第14条第1項中「その勤務しないことについて広域連合長の承認のあった場合を除くほか」を「勤務時間条例第9条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間条例第9条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき任命権者の承認（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定による承認を除く。）のあった場合を除き」に、「減額した」を「減額して」に改め、同条第2項中「（平成3年法律第110号）」を削る。

第15条中第3項を第5項とし、同条第2項中「前項の規定」を「第1項の規定」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 短時間勤務職員が勤務時間条例第4条の規定により割り振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、時間外勤務手当は、支給しない。

第15条第1項の次に次の1項を加える。

2 短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第18条第1項中「8時間」を「7時間45分（短時間勤務職員にあつては、7時間45分に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間）」に改める。

附則第3項第1号中「福島市職員」を「福島県職員」に改める。

別表中「第3条」を「第4条」に、「等級別基準職務表」を「行政職給料表等級別基準職務表」に、5級の項中「1 課長補佐の職務」を「1 課長の職務」に、6級の項中「1 課長の職務」を「1 困難な業務を分掌する課長の職務」に改め、同表を別表第1とし、同表の次に次の2表を加える。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（二）等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務内容
1級	栄養士の職務
2級	困難な業務を行う栄養士の職務
3級	1 係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
4級	1 困難な業務を分掌する係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
5級	1 課長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
6級	1 困難な業務を分掌する課長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（三）等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務内容
1級	准看護師の職務
2級	保健師又は看護師の職務
3級	1 係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

4 級	1 困難な業務を分掌する係長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
5 級	1 課長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
6 級	1 困難な業務を分掌する課長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務
7 級	1 次長の職務 2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

(福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 福島県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成19年福島県後期高齢者医療広域連合条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年福島県後期高齢者医療広域連合条例第5号)第4条第2項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

附 則(令和2年福島県後期高齢者医療広域連合条例第3号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(福島県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 2 福島県後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例(令和元年福島県後期高齢者医療広域連合条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「等」を削り、同条中「、第4条の規定により」を「、第2条又は第3条各項の規定により任期を定めて採用された職員(地方公務員法第28条の6第1項に規定する定年退職者等から引き続いて職員となった者に限る。)及び」を加える。

附則第2項中「地方公務員法第28条の6第2項」を「地方公務員法第28条の6第1項又は第2項」に改める。